

有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第 8 号

有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 15 条）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条第 1 項及び第 6 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改め、同条第 7 項中「、第 7 条、第 8 条及び第 10 条の 2」を「及び第 7 条」に改める。

(有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 3 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。